

平成 16 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 : 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 社 長 中 野 弘 之
(コード番号 6310 : 東証第 1 部 / 大証第 1 部)
問 合 せ 先 : 財 務 部 長 真 木 康 則
(T E L . 0 3 - 5 6 0 4 - 7 6 7 1)

2009 年 10 月 5 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の 発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 9 月 16 日開催の取締役会において、2009 年 10 月 5 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 井関農機株式会社 2009 年 10 月 5 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 発 行 価 額 本社債の額面金額の 100%（各本社債額面金額 500 万円）
3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 算 定 理 由
(無 償 の 理 由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、下記 7.(3)記載のとおり決定される当初転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に利息を付さないこと、その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
5. 払 込 期 日 2004 年 10 月 5 日（チューリッヒ時間）
6. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Mizuho International plc, London, Zurich Branch（以下「主幹事引受会社」という。）及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）における募集。買付の申込は本新株予約権付社債の条件決定日（以下「条件決定日」という。）の翌日の午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 発 行 価 格 本社債の額面金額の 102.5%
(募 集 価 格)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

7. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の
目的たる株式の
種類及び数

種類
当社普通株式
数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は100億円）を下記7.（3）記載の転換価額で除して得られる数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、原則として現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数
(3) 行使時の払込金額
及び転換価額

2,000個
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、条件決定日に、条件決定日又はその前日（日本時間）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値に1.275を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(4) 新株の発行価額中
の資本組入額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(5) 行使請求期間

2004年10月19日から2009年9月21日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間。以下別段の表示なき限り同じ。）まで。ただし、本社債が下記8.（5）及びに定める事由に基づき任意に償還された場合は、当該償還日に先立つ5銀行営業日前までとする。また、当社が下記8.（5）に定める事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時に行使期間は終了する。

(6) 行使の条件
(7) 転換価額等の調整

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社の普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

- | | |
|-------------------------|--|
| (8) 消却事由及び消却条件 | 消却事由は定めない。 |
| (9) 行使によって交付された株式の配当起算日 | 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在 3 月 31 日に終了する 12 か月間をいう。）の期初に株式の発行があったものとみなして、これを支払う。 |
| (10) 新株予約権行使受付代理人兼支払代理人 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の本店 |
| (11) 代用払込に関する事項 | 商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権の行使があった場合、当該行使をした者から、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込みがあったものとみなす。 |

8. 社債に関する事項

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|
| (1) 社債の発行総額 | 100 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 各社債の額面金額 | 500 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 社債の利率 | 利息は付さない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 利払期日及び利払方法 | 該当事項なし。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 償還期限、償還価額及び償還の方法 | <p>満期償還
2009 年 10 月 5 日に、本社債の額面金額の 100% で償還する。</p> <p>株式交換・株式移転による繰上償還
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを日本国商法の規定に基づき当社の株主総会で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前通知を行うことにより、2004 年 10 月 5 日以降、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に残存本社債の全部（一部は不可）を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>2004 年 10 月 5 日以降 2005 年 4 月 4 日までの償還</td> <td>102 1/2 %</td> </tr> <tr> <td>2005 年 4 月 5 日以降 2005 年 10 月 4 日までの償還</td> <td>102 1/4 %</td> </tr> <tr> <td>2005 年 10 月 5 日以降 2006 年 4 月 4 日までの償還</td> <td>102 %</td> </tr> <tr> <td>2006 年 4 月 5 日以降 2006 年 10 月 4 日までの償還</td> <td>101 3/4 %</td> </tr> <tr> <td>2006 年 10 月 5 日以降 2007 年 4 月 4 日までの償還</td> <td>101 1/2 %</td> </tr> <tr> <td>2007 年 4 月 5 日以降 2007 年 10 月 4 日までの償還</td> <td>101 1/4 %</td> </tr> <tr> <td>2007 年 10 月 5 日以降 2008 年 4 月 4 日までの償還</td> <td>101 %</td> </tr> <tr> <td>2008 年 4 月 5 日以降 2008 年 10 月 4 日までの償還</td> <td>100 3/4 %</td> </tr> <tr> <td>2008 年 10 月 5 日以降 2009 年 4 月 4 日までの償還</td> <td>100 1/2 %</td> </tr> <tr> <td>2009 年 4 月 5 日以降 2009 年 10 月 4 日までの償還</td> <td>100 1/4 %</td> </tr> </table> | 2004 年 10 月 5 日以降 2005 年 4 月 4 日までの償還 | 102 1/2 % | 2005 年 4 月 5 日以降 2005 年 10 月 4 日までの償還 | 102 1/4 % | 2005 年 10 月 5 日以降 2006 年 4 月 4 日までの償還 | 102 % | 2006 年 4 月 5 日以降 2006 年 10 月 4 日までの償還 | 101 3/4 % | 2006 年 10 月 5 日以降 2007 年 4 月 4 日までの償還 | 101 1/2 % | 2007 年 4 月 5 日以降 2007 年 10 月 4 日までの償還 | 101 1/4 % | 2007 年 10 月 5 日以降 2008 年 4 月 4 日までの償還 | 101 % | 2008 年 4 月 5 日以降 2008 年 10 月 4 日までの償還 | 100 3/4 % | 2008 年 10 月 5 日以降 2009 年 4 月 4 日までの償還 | 100 1/2 % | 2009 年 4 月 5 日以降 2009 年 10 月 4 日までの償還 | 100 1/4 % |
| 2004 年 10 月 5 日以降 2005 年 4 月 4 日までの償還 | 102 1/2 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 年 4 月 5 日以降 2005 年 10 月 4 日までの償還 | 102 1/4 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 年 10 月 5 日以降 2006 年 4 月 4 日までの償還 | 102 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006 年 4 月 5 日以降 2006 年 10 月 4 日までの償還 | 101 3/4 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006 年 10 月 5 日以降 2007 年 4 月 4 日までの償還 | 101 1/2 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 4 月 5 日以降 2007 年 10 月 4 日までの償還 | 101 1/4 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 10 月 5 日以降 2008 年 4 月 4 日までの償還 | 101 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008 年 4 月 5 日以降 2008 年 10 月 4 日までの償還 | 100 3/4 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008 年 10 月 5 日以降 2009 年 4 月 4 日までの償還 | 100 1/2 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2009 年 4 月 5 日以降 2009 年 10 月 4 日までの償還 | 100 1/4 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

上場廃止等を理由とする繰上償還

当社が普通株式の東京証券取引所又は同株式が上場されているその他の日本国内の証券取引所における上場及び(登録されている場合は)日本証券業協会における登録を廃止することを取締役会における決議により決定した場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前通知を行うことにより、2004年10月5日以降、当該上場廃止及び登録廃止の効力発生日前に残存本社債の全部(一部は不可)を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。

2004年10月5日以降2005年4月4日までの償還	102 1/2 %
2005年4月5日以降2005年10月4日までの償還	102 1/4 %
2005年10月5日以降2006年4月4日までの償還	102 %
2006年4月5日以降2006年10月4日までの償還	101 3/4 %
2006年10月5日以降2007年4月4日までの償還	101 1/2 %
2007年4月5日以降2007年10月4日までの償還	101 1/4 %
2007年10月5日以降2008年4月4日までの償還	101 %
2008年4月5日以降2008年10月4日までの償還	100 3/4 %
2008年10月5日以降2009年4月4日までの償還	100 1/2 %
2009年4月5日以降2009年10月4日までの償還	100 1/4 %

税制上の理由による繰上償還

当社が下記(7)に基づき追加額支払いの義務が発生したこと又は本社債に関する次の支払いに関し追加額支払いの義務が発生しうることを主幹事引受会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前通知を行うことにより、2004年10月5日以降、いつでも残存本社債の全部(一部は不可)を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。

2004年10月5日以降2005年4月4日までの償還	102 1/2 %
2005年4月5日以降2005年10月4日までの償還	102 1/4 %
2005年10月5日以降2006年4月4日までの償還	102 %
2006年4月5日以降2006年10月4日までの償還	101 3/4 %
2006年10月5日以降2007年4月4日までの償還	101 1/2 %
2007年4月5日以降2007年10月4日までの償還	101 1/4 %
2007年10月5日以降2008年4月4日までの償還	101 %
2008年4月5日以降2008年10月4日までの償還	100 3/4 %
2008年10月5日以降2009年4月4日までの償還	100 1/2 %
2009年4月5日以降2009年10月4日までの償還	100 1/4 %

130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、2007年10月6日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前通知を行うことにより、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。当社がかかる償還を行う場合、上記30連続取引日の最終日から15日以内に主幹事引受会社に書面にて通知するものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

本新株予約権付社債の所持人の買取請求権（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、2007年9月10日から2007年9月21日までの間に、新株予約権行使受付代理人兼支払代理人に対して取消不能の行使請求書を本新株予約権付社債券と共に預託することにより、2007年10月5日に、本社債を額面金額の100%にて当社に買取らせることができる。

債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に関する支払い義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、主幹事引受会社が残存本社債の債務不履行宣言の通知をした場合には、一定の場合を除き、当社は、当該通知を受領してから15日後に残存本社債の全部につき本社債額面金額で償還しなければならない。

買入消却

当社及び/又は当社の子会社は、仮に適用ある場合にはスイス国立銀行（Swiss National Bank）の規則に従い、主幹事引受会社を通じて、いつでもいかなる価格でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために新株予約権行使受付代理人兼支払代理人に提出することができ、新株予約権行使受付代理人兼支払代理人は、提出された本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。かかる消却がされた本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、消却と同時に放棄されるものとする。

(6) 社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券とする。

(7) 特約

追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在又は将来において日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を控除することが要請された場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、日本国内非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

担保権制限条項

当社は、本社債が残存する限り、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に対する保証、補償、その他類似の債務につき、その所持人のために、当社の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保権を設定しない。ただし、担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも及ぶ場合、又は本社債の所持人に対し主幹事引受会社が当該担保より不利でないとみなすか、本社債の所持人が特別決議で承認したその他の担保又は保証が提供される場合はこの限りではない。

上記の「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ノート、ディベンチャー（日本法上の「社債」と分類されるもので表示の満期がその発行から1年を超えるもの）によって化体され、又はそれによって表章される当社又は他の者の負債であって、（ ）日本円以外の通貨建又は（ ）日本円建で当初の元本総額の50%超が当社若しくは（場合に応じ）かかる他の者により、又はその同意を得て、日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

9. 上 場 申 請 の 有 無
10. そ の 他

本新株予約権付社債は、証券取引所に上場されない。
安定操作取引は行われない。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

当社及び当社グループ会社の借入金の返済及び設備投資資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

金融収支の改善と重点事業を主とする設備投資を行うことにより、競争力向上による収益の安定化が見込まれます。また株式への転換による株主資本の充実を通じた財務体質の強化により、企業としての信頼度が向上するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、配当の決定は、最重要政策の一つと認識しており、連結業績のみならず、グループの財務体質や将来の事業展開を総合勘案し、安定した配当を継続していくことを基本方針といたしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当該年度の業績及び上記方針に基づき総合的に判断し、決定することとしております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	5.35 円	6.89 円	8.07 円
1 株当たり年間配当金	-	-	3.00 円
実績配当性向	-	-	37.2%
株主資本当期純利益率	2.6 %	3.2 %	3.6 %
株主資本配当率	-	-	1.3%

(注)1. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本(期末)で除した数値です。

3. 平成 14 年 3 月期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1 株当たりの当期純利益の計算については発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

4. 平成 15 年 3 月期から、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	78 円	66 円	93 円	319 円
高 値	107 円	112 円	323 円	345 円
安 値	35 円	50 円	91 円	233 円
終 値	64 円	93 円	309 円	267 円
株価収益率	11.96 倍	13.50 倍	38.29 倍	- 倍

(注)1. 平成17年3月期の株価等については、平成16年9月15日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。